

事 務 連 絡
平成 23 年 7 月 25 日

都道府県労働局
労働基準部労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
労災管理課長補佐（企画担当）

労働者災害補償保険法の規定による告示の制定等について

本日付けで下記の厚生労働省告示が別紙 1 のとおり定められたので、参考のために送付する（各告示の適用日は本年 8 月 1 日）。

また、本件については、問い合わせが局署に寄せられることが予想されるが、それらの問い合わせに回答するに当たっては、別紙 2 を参考とされたい。

なお、本年 8 月 1 日に労災保険業務課から労災行政情報管理システムを通じて、「年金額等変更リスト」を配信することとしている。

記

- 1 厚生労働省告示第 247 号「労働者災害補償保険法施行規則第九条第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件」（自動変更対象額の変更）
- 2 厚生労働省告示第 248 号「労働者災害補償保険法第八条の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件」（年齢階層別最低・最高限度額の改定）
- 3 厚生労働省告示第 249 号「労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件」（年金スライド率の改定）
- 4 厚生労働省告示第 250 号「労働者災害補償保険法第十六条の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件」（遺族（補償）一時金等の換算率の改定）

官報

(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則 (厚生労働九三)

○中小企業倒産防止共済法施行規則の一部を改正する省令(経済産業四三)

〔告 示〕

○文化財を登録有形文化財に登録する件(文部科学一二三)

○労働者災害補償保険法施行規則第九條第二項及び第三項の規定に基づき、自動変更対象額を変更する件 (厚生労働二四七)

○労働者災害補償保険法第八條の二第二項各号の厚生労働大臣が定める額を定める件(同二四八)

○労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付等に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を定める件(同二四九)

○労働者災害補償保険法第十六條の六第二項等の厚生労働大臣が定める率を定める件(同二五〇)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(東北地方整備局一三八)

一 五 九 二四 二五 七

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係
特殊法人等

独立行政法人都市再生機構、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、型式適合認定、日本弁護士連合会懲戒の処分・名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記載紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・記載紛失・指定法の付記関係
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係
会社その他
会社決算公告

○道路に関する件

(関東地方整備局三二八)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(九州地方整備局一二八)

○道路に関する件
(北海道開発局七五、七六)

省

令

○厚生労働省令第九十三号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)の施行に伴い、並びに同法第四條第一項第三号、第七條、第十一條第三号、第十六條第四項、第十八條第一項及び第二項並びに第十九條の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年七月二十五日

厚生労働大臣 細川 律夫

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則

目次

第一章 認定職業訓練(第一條―第九條)

第二章 職業訓練受講給付金(第十條―第二十條)

第三章 就職支援計画書の作成等(第二十一條―第二十四條)

第四章 雑則(第二十五條―第二十九條)

附則

第一章 認定職業訓練

(認定の申請)

第一條 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号。以下「法」という。)第四條第一項の規定による職業訓練の認定(以下この章において「職業訓練の認定」という。)を受けようとする者は、当該職業訓練の開始時期に際し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)の定める期間内に、職業訓練認定申請書(様式第一号)に厚生労働省職業能力開発局長(以下「職業能力開発局長」という。)が定める書類を添えて機構に提出しなければならない。

(法第四條第一項第三号の厚生労働省令で定める基準)

第二條 法第四條第一項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練を行う者 次のいずれにも該当するものであること。

イ 職業訓練の認定を受けようとする職業訓練(以下この条において「申請職業訓練」という。)について、当該申請職業訓練を開始しようとする日から遡って一年間において、当該申請職業訓練と同等の内容の職業訓練を適切に行つたことがあること。

ロ 申請職業訓練を行おうとする者が過去に申請職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練(法第四條第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ。)を行つた場合にあつては、その実績が次のいずれにも該当すること。

(1) 連続する三年の間に同一の都道府県の区域内において二以上の単位(職業訓練を行う一単位をいう。以下同じ。)の当該認定職業訓練を行つた場合(当該二以上の単位の認定職業訓練が終了した日が連続する三年の間にある場合に限る。)に、当該認定職業訓練の受講を修了した第二号に規定する特定求職者等(以下「修了者」という。)及び当該認定職業訓練が終了した日前に就職した又は自営業者となつたことを理由として当該認定職業訓練を受講すること

○厚生労働省告示第二百四十七号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十三年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下「自動変更対象額」という。）を三千九百六十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金、及び葬祭料並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額については、なお従前の例による。適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十二条の四第三項において準用する場合

合を含む。の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金であつて、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなつた労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有することとなつた労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であつて、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額についても、同様とする。

平成二十三年七月二十五日

厚生労働大臣 細川 律夫

○厚生労働省告示第二百四十八号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は平成二十三年八月から平成二十四年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

平成二十三年七月二十五日

厚生労働大臣 細川 律夫

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	四、六一四円	一一、九八四円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇四〇円	一二、九八四円
二十五歳以上三十歳未満	五、六六一円	一三、一二〇円
三十歳以上三十五歳未満	六、二二二円	一五、九八一円
三十五歳以上四十歳未満	六、六六二円	一八、五四二円
四十歳以上四十五歳未満	六、九四二円	二一、七三五円
四十五歳以上五十歳未満	六、九一九円	二二、五七八円
五十歳以上五十五歳未満	六、五六六円	二四、六〇八円
五十五歳以上六十歳未満	五、七七〇円	二二、一〇五円
六十歳以上六十五歳未満	四、六一三円	一九、一三四円
六十五歳以上七十歳未満	三、九六〇円	一五、二八二円
七十歳以上	三、九六〇円	一二、九八四円

○厚生労働省告示第二百四十九号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年八月から平成二十四年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十三年七月二十五日

厚生労働大臣 細川 律夫

労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単位％）
昭和22年9月1日から昭和23年3月31日まで	20.170
昭和23年4月1日から昭和24年3月31日まで	7.335
昭和24年4月1日から昭和25年3月31日まで	4.067
昭和25年4月1日から昭和26年3月31日まで	3.510
昭和26年4月1日から昭和27年3月31日まで	2.870
昭和27年4月1日から昭和28年3月31日まで	2.476
昭和28年4月1日から昭和29年3月31日まで	2.180
昭和29年4月1日から昭和30年3月31日まで	2.058
昭和30年4月1日から昭和31年3月31日まで	1.968
昭和31年4月1日から昭和32年3月31日まで	1.857
昭和32年4月1日から昭和33年3月31日まで	1.792
昭和33年4月1日から昭和34年3月31日まで	1.766
昭和34年4月1日から昭和35年3月31日まで	1.659
昭和35年4月1日から昭和36年3月31日まで	1.561
昭和36年4月1日から昭和37年3月31日まで	1.396
昭和37年4月1日から昭和38年3月31日まで	1.256
昭和38年4月1日から昭和39年3月31日まで	1.132
昭和39年4月1日から昭和40年3月31日まで	1.022
昭和40年4月1日から昭和41年3月31日まで	935
昭和41年4月1日から昭和42年3月31日まで	849
昭和42年4月1日から昭和43年3月31日まで	764
昭和43年4月1日から昭和44年3月31日まで	677
昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで	592
昭和45年4月1日から昭和46年3月31日まで	509
昭和46年4月1日から昭和47年3月31日まで	446
昭和47年4月1日から昭和48年3月31日まで	386
昭和48年4月1日から昭和49年3月31日まで	325
昭和49年4月1日から昭和50年3月31日まで	261

昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	222
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	200
昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで	183
昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで	173
昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	163
昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	154
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	147
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	140
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	137
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	132
昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで	128
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	125
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	122
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	118
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	115
平成2年4月1日から平成3年3月31日まで	111
平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	107
平成4年4月1日から平成5年3月31日まで	105
平成5年4月1日から平成6年3月31日まで	103
平成6年4月1日から平成7年3月31日まで	101
平成7年4月1日から平成8年3月31日まで	100
平成8年4月1日から平成9年3月31日まで	98
平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	97
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	98
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	97
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	97
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	98
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	99
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	99
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	99

平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	99
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	99
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	99
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	99
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	100

厚生労働省令第161号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第十六条の六第三項（同法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）並びに労働者災害補償保険法施行規則（昭和二十二年労働省令第一十一号）附則第十七項及び第十八項（これらの規定を同令附則第三十六項において準用する場合を含む。）並びに同令附則第三十一項（同令附則第四十三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十三年八月一日から平成二十四年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法第十六條の六第一項第一号（同法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。）の遺族補償一時金若しくは遺族一時金又は障害補償年金差額一時金若しくは障害年金差額一時金の額の算定に関し、支給された遺族補償年金若しくは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金若しくは障害補償年金前払一時金若しくは障害年金若しくは障害年金前払一時金の額に乘すべき厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十三年七月二十五日

厚生労働大臣 細川 律夫

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間	支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乘すべき率（単位％）
昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	222
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	199
昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで	182
昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで	173
昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	162
昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	154
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	147
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	140
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	136
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	132
昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで	127
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	124
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	122
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	117
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	114

平成 2 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで	111
平成 2 年 8 月 1 日から平成 3 年 7 月 31 日まで	114
平成 3 年 8 月 1 日から平成 4 年 7 月 31 日まで	111
平成 4 年 8 月 1 日から平成 5 年 7 月 31 日まで	107
平成 5 年 8 月 1 日から平成 6 年 7 月 31 日まで	104
平成 6 年 8 月 1 日から平成 7 年 7 月 31 日まで	103
平成 7 年 8 月 1 日から平成 8 年 7 月 31 日まで	101
平成 8 年 8 月 1 日から平成 9 年 7 月 31 日まで	99
平成 9 年 8 月 1 日から平成 10 年 7 月 31 日まで	98
平成 10 年 8 月 1 日から平成 11 年 7 月 31 日まで	97
平成 11 年 8 月 1 日から平成 12 年 7 月 31 日まで	97
平成 12 年 8 月 1 日から平成 13 年 7 月 31 日まで	97
平成 13 年 8 月 1 日から平成 14 年 7 月 31 日まで	96
平成 14 年 8 月 1 日から平成 15 年 7 月 31 日まで	97
平成 15 年 8 月 1 日から平成 16 年 7 月 31 日まで	98
平成 16 年 8 月 1 日から平成 17 年 7 月 31 日まで	98
平成 17 年 8 月 1 日から平成 18 年 7 月 31 日まで	98
平成 18 年 8 月 1 日から平成 19 年 7 月 31 日まで	98
平成 19 年 8 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで	98
平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日まで	98
平成 21 年 8 月 1 日から平成 22 年 7 月 31 日まで	98
平成 22 年 8 月 1 日から平成 23 年 7 月 31 日まで	100

備考

- この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金若しくは遺族年金又は障害補償年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。
- 平成 2 年 7 月 31 日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第 8 条第 1 項の算定事由発生日の属する期間（支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 2 年法律第 40 号）第 1 条の規定による改正前の労働者災害補償保険法（以下「旧法」という。）第 64 条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）附則第 10 条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律第 130 号）附則第 41 条の規定若しくは改正法附則第 11 条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 48 年法律第 85 号）附則第 3 条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第 65 条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。）」とする。

- 平成 2 年 8 月 1 日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等（その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第 8 条第 1 項の算定事由発生日（以下「算定事由発生日」という。）（平成 22 年 4 月 1 日前のものに限る。）の属する年度の翌年度の 7 月以前にあるものに限る。）については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の 8 月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。
- 算定事由発生日が平成 22 年 4 月 1 日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗すべき率を 100% とする。

(年金スライド)

問 1 年金スライド制の趣旨如何。

問 2 年金スライド率の変動する要因如何。

問 3 近年の年金スライド率の変動如何。

問 4 来年以降の年金スライド率はどうなるのか。

問 5 年金スライド率は賃金水準の変動に伴って変動するということだが、最近の平均給与額はどのように推移しているのか。

問 6 年金スライド率等の改定に関する年金受給者への通知はどのように行っているのか。

問 7 「年金スライド率の改定等による変更決定通知書」により通知される年金年額の変更は、年金スライド率の変更によるもののみか。

問 8 年金額が変動することについて、年金受給者に対してもっと前から説明をすべきではないのか。

(年齢階層別最低・最高限度額)

問 9 (1) 年齢階層別最低・最高限度額とは何か。

(2) 年齢階層別最低・最高限度額はどのようにして定められているのか。

(3) 年齢階層別最低・最高限度額は前年と比較してどのように変更されたのか。

(自動変更対象額)

問10 (1) 自動変更対象額とは何か。

(2) 自動変更対象額はどのように定められているのか。

(3) 自動変更対象額は前年度と比較してどのように変更されたのか。

問 1 年金スライド制の趣旨如何。

(答)

- 1 労災保険給付の給付基礎日額は、原則として被災時の平均賃金を基に算定することとされている。
- 2 しかし、年金のように長期にわたって給付するものについて、被災時の平均賃金に基づいて補償を続けていくなれば、その後の賃金水準の変動を正確に反映しないこととなり、また、過去に被災した労働者と近年被災した労働者との補償水準が大きく異なることとなり公平性を欠くこととなる。
- 3 こうした観点から年金支給額は、賃金水準の変動に応じた年金スライド率を用いて算定しているところである。

問2 年金スライド率の変動する要因如何。

(答)

年金スライド率は、各年度における平均給与額を基礎として算定しているため、平均給与額が前年度と比較して増加している場合には年金スライド率が上昇し、減少している場合には年金スライド率が低下するものである。

※ 各年度における平均給与額は、毎月勤労統計調査の「きまって支給する給与」を用いている。

※ 平均給与額の変化が小さい場合には、四捨五入する関係上年金スライド率の変動しない場合もある。

(参考)

年金スライド率算定方法

$$\text{平成23年度の年金スライド率} = \frac{\text{平成22年度の平均給与額 (4月から3月の各月の合計額)}}{\text{算定事由発生日の属する年度の平均給与額 (4月から3月の各月の合計額)}} \times 100$$

問3 近年の年金スライド率の変動如何。

(答)

下記表参照。

(表)

年金スライド増減率（平均）の推移（単位：％）

平成16年	－0.02
平成17年	－0.25
平成18年	0.34
平成19年	－0.16
平成20年	0.12
平成21年	－0.27
平成22年	－1.41
平成23年	0.29

問 4 来年以降の年金スライド率はどうなるのか。

(答)

年金スライド率は、支給年度の前年度における平均給与額と算定事由発生日の属する年度の平均給与額との比率により算定しているところである。

このため、来年以降の年金スライド率は、平成23年度以降の平均給与額の水準によるものであるため、現時点で予測はできない。

問5 年金スライド率は賃金水準の変動に伴って変動するということが、最近の平均給与額はどのように推移しているのか。

(答)

毎月勤労統計調査における過去5年度の平均給与額の推移は下表のとおりである。

年度	きまって支給する給与					
			所定内給与		所定外給与	
	円	%	円	%	円	%
18	271,672	(-0.2)	251,892	(-0.4)	19,780	(2.0)
19	270,159	(0.2)	250,298	(0.1)	19,861	(1.1)
20	268,576	(-0.9)	249,976	(-0.4)	18,600	(-6.7)
21	262,265	(-1.5)	245,278	(-1.1)	16,987	(-7.9)
22	263,036	(0.2)	244,687	(-0.3)	18,349	(8.0)

() 内は対前年度比 (注)

(注) 対前年度比は、抽出替えに伴うギャップ等を修正した指数等により算出しているため実数で計算した場合と一致しない。

問6 年金スライド率等の改定に関する年金受給者への通知はどのように行っているのか。

(答)

- 1 年金スライド率等の改定があった年金受給者に対しては、改定後の年金スライド率等を印書した「年金スライド率の改定等による変更決定通知書」（以下「変更決定通知書」という。）を送付し、改定後の年金年額を通知している（今年度は、8月26日の発送を予定している。）。
- 2 また、10月支払期には、「労災保険年金等振込通知書」又は「労災保険年金等送金通知書」を送付し、年金受給者に年金給付額を通知している。（今年度は、10月7日の発送を予定している。）。

(参考)

- 年金受給者は、今回通知する変更決定通知書と、前回通知している変更決定通知書に記載された年金年額と比較することで、年金年額の変更状況を知り得る。
- また、前回通知している変更決定通知書を亡失している者についても、年金スライド率等の改定前の8月支払期の年金額を6倍した額と今回通知する変更決定通知書に印字された「年金年額」を比較することにより、年金年額の変更を知り得る。
- 年金スライド率のみの影響を比較する場合は、変更決定通知書に印字されている「スライド率」で年金給付基礎日額を割り戻し、端数額を切り上げて「給付基礎日額」をいったん求め、これに前回通知している変更決定通知書に印字されている「スライド率」及び「給付日数」を掛け合わせたものが改定前の年金スライド率による年金年額となることから、比較が可能である。

問 7 「年金スライド率の改定等による変更決定通知書」により通知される年金年額の変更は、年金スライド率の変更によるもののみか。

(答)

「年金スライド率の改定等による変更決定通知書」は、年金スライド率の改定のほか、

① 年金給付基礎日額に係る年齢階層別最低・最高限度額の改定

② 給付基礎日額に係る最低保障額の改定

の場合に通知するものであり、一律に年金スライド率の変更によるものとは限らない。

問 8 年金額が変動することについて、年金受給者に対してもっと前から説明をすべきではないのか。

(答)

- 1 労災保険の年金スライド制については、賃金水準を基準として年金スライド率を定めており、このことは一般に広く知られていることと思われる。なお、今般の年金スライド率の算定に当たってもこの方法を変更したものではないが、厚生労働省のホームページにおいて改定の趣旨、内容を掲載している。
- 2 また、個別の年金受給者に対しては、従前どおり、「スライド率の改定による変更決定通知書」、「労災保険年金等振込通知書」、「労災保険年金等送金通知書」を用いて周知を図り、鋭意理解を求めていくこととしている。

- 問 9 (1) 年齢階層別最低・最高限度額とは何か。
- (2) 年齢階層別最低・最高限度額はどのようにして定められているのか。
- (3) 年齢階層別最低・最高限度額は前年と比較してどのように変更されたのか。

(答)

- (1) 労災保険給付は、労働者が被災したことにより喪失した稼得能力をてん補することを目的としている。このため、労災保険給付額の算定に当たっては、被災労働者の稼得能力を的確に反映させるため、被災前3ヶ月間に支払われた賃金総額を基に給付基礎日額を計算している。

しかしながら、長期間支給される年金の場合には、被災したときの給付基礎日額と年金スライド率により給付額を計算すると、加齢に伴う稼得能力の変化や年功賃金に伴う賃金の変化を十分に反映する仕組みにならない場合がある。

この問題に対処するため、労災保険法第8条の2第2項により、年齢階層別最低・最高限度額が設けられている。

- (2) 年齢階層別の最低・最高限度額については、厚生労働省が実施している「賃金構造基本統計調査」を基に、5歳ごとの年齢階層別に、賃金額の高い者と低い者それぞれ5%を除外したときの最低額・最高額を基本として、毎年改定しているところである。
- (3) 労働者の賃金水準が上昇していることから、最低・最高限度額は、前年と比較して増額となった年齢階層が多い。

- 問 10 (1) 自動変更対象額とは何か。
(2) 自動変更対象額はどのように定められているのか。
(3) 自動変更対象額は前年度と比較してどのように変更されたのか。

(答)

- (1) 自動変更対象額は、給付基礎日額が極端に低い場合を是正し、補償を適切に行うために設けられている。
具体的には、給付基礎日額が自動変更対象額を下回る場合は、年齢に関係なく自動的に自動変更対象額まで引き上げられることとなる。
- (2) 自動変更対象額は、厚生労働省が実施している「毎月勤労統計調査」における労働者の平均給与額の変動状況に応じて改定されている。
- (3) 労働者の賃金水準が若干上昇していることから、平均給与額の増減率を基礎として算定している自動変更対象額についても、本年8月1日から、3,950円から3,960円に増額されているところである。